

沖縄総合事務局開発建設部建設コンサルタント業務（営繕事業関係）審査委員会規約

（名称）

第1条 本会は、沖縄総合事務局開発建設部建設コンサルタント業務（営繕事業関係）審査委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、開発建設部営繕課が発注する建築関係の建設コンサルタント業務において、プロポーザル方式、又は総合評価落札方式により発注されるものについて、技術提案等に関する審査及び評価等を中立的かつ公正に行うとともに、契約方式の妥当性の確認を行うことを目的とする。

（委員会の業務）

第3条 委員会は、次の業務を実施する。

- 一 開発建設部営繕課が発注する建築関係の建設コンサルタント業務における、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用方法及び契約方式の妥当性に関すること。
- 二 プロポーザル方式適用業務における、評価項目及び評価基準の審査、並びに技術提案の審査及び評価に関すること。
- 三 総合評価落札方式のうち標準型を適用する業務における、評価項目及び評価基準の審査、並びに技術提案の審査及び評価に関すること。
- 四 その他委員長が必要と認める事項。

（委員会の委員及び組織）

第4条 委員は、公正中立的な立場で、客観的に審査及び評価等の業務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、局長が委嘱する。

2. 委員会は、委員3人で組織する。
3. 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
4. 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 委員は、再任されることができる。
6. 委員は、原則として非常勤とする。
7. 委員の氏名及び職業を、毎年度当初に遅滞なく公表するものとする。また、年度途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業を公表する。
8. 委員は、第3条の業務に関し、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることはできない。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を統括する。

2. 委員会は、事務局の要請に基づき開催する。

3. 委員会は、委員全員の出席をもって成立することを原則とする。ただし、委員全員の出席が確保できない場合は、委員の了解を得て、意見聴取することによって委員の出席とみなす。

4. 会議は、非公開とする。

5. 委員長に事故等がある場合は、他委員がその職務を代行する。

(審議結果)

第6条 委員会の審議結果については、当該業務の契約完了後、遅滞なくこれを公表するものとする。

2. 委員会の審議内容等について、当該事務を処理する上で知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、次のとおりとする。

設計業務等	営繕課
工事監理業務	営繕監督保全室

付則1. この規約は、平成22年4月1日から施行する。

2. この規約は、平成23年4月1日から施行する。(一部改正)